

政 策 提 言

(令和7年度)

令和7年7月29日

大 江 町 議 会

目 次

政策提言にあたって	1
提言 1 人口減少・雇用対策と交流人口の拡大及び伝統文化の 保存	3
提言 2 財政の健全化と財源確保の推進	3
提言 3 危機管理体制の強化と消防団員の確保	4
提言 4 廃校舎・園施設の利活用について	5
提言 5 町民の通院手段の充実	5
提言 6 町内農業を維持するための支援	6
提言 7 百目木・川端地区をみんなの河川公園に～過去から未 来へ～	7
提言 8 左沢市街地に融雪溝の整備を	7
提言 9 未整備地区の公共下水道整備を	8

政策提言にあたって

「第10次大江町総合計画」を策定してから6年目を迎えました。町ではこの間「ちょうどいい幸せ感じるまち」を実現するために、自主財源の乏しい中でも選択と的確な財政運営で、課題克服のため数々の施策を展開してきました。

しかしこの6年の間に、予想もしなかった新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により社会活動、経済活動等が大きなダメージを受けたり、円安や原材料価格の上昇による物価高騰が日常生活を直撃したりしてきました。これらの困難な外的要因により、本町も幾度も大きな岐路に立たされましたが、適切な施策で乗り切ってきましたし、今後も幸せな町民生活のためにあらゆる施策と改革を講じていかななくてはなりません。

現在、トランプ関税やエネルギー問題が大きくクローズアップされ、また一方では少子高齢化の問題が深刻さを増し、地方自治体のみならず国全体の活力にマイナスとなる影響を及ぼしています。

本町においても少子化は由々しき問題です。前回の令和2年国勢調査の人口は7,650人でしたが、令和6年度の出生数は16人と激減し、令和7年6月1日現在の人口ではついに7,000人を割って6,960人となりました。この人口減少は保育園・幼稚園の統廃合や、小学校・中学校の再編にも発展し町の喫緊の課題となっています。また今後、高齢化の進展によって、高齢者のみが暮らす世帯と、適正管理のなされない空き家の増加も懸念されます。

基幹産業の農林業については、後継者不足やなり手不足による耕作放棄地が増え田畑や森林の荒廃が進んでおり、早急な対策が必要です。製造業については近年、藤田工業団地内に企業努力により大型増築された企業がありましたが、今後も新たな企業の誘致は町の発展のためには欠かせないものと考えます。

このように、町民だれもが「ちょうどいい幸せ感じる町」を実現するためには、克服すべき課題が山積しておりますが、そんな状況の中でも本

町は、宝島社の「田舎暮らしの本」における「住みたい田舎ベストランキング」において、人口5千人以上1万人以下のまち総合部門で第8位にランクインするなど、全国の小規模自治体の中でも健闘しています。

今後より一層、町民みんなが住みたい町であるとともに、全国から注目され、選ばれる町であり続けるためにも新たな施策や事業の拡充が必要であることから、今後の施策に反映させるよう、大江町議会の総意として9項目を政策提言として提出いたします。

令和7年7月29日

大江町議会議長 宇津江 雅 人

提言 1 人口減少・雇用対策と交流人口の拡大及び 伝統文化の保存

「ちょうどいい幸せを感じるまち」という将来像を実現するためにも、人口減少、雇用対策並びに交流人口の拡大を具体的に推進することが望ましい。

ついては、次の事項を要望する。

1. 重要文化的景観、左沢楯山城、道の駅、温泉施設、まちなか交流館、山里交流館、古寺案内センター等の観光資源や施設を有機的に組み合わせた観光ルートを確立して推進し、交流人口の拡大を目指すこと。
2. 藤田工業団地の整備計画を策定し、企業誘致の推進を目指すこと。
3. 町内の伝統文化や地域の特色ある行事は、人口減少と担い手不足などで衰退しているため、町として新たな支援を創出するなどして活性化を推進すること。

提言 2 財政の健全化と財源確保の推進

本町の財政健全化判断率をみると、ここ数年、経営の健全性・効率性を示す各指数は、概ね良好な状況となっている。

言うまでもなくこれらの数字は、大規模な事業の実施により、起債を仰ぐことを余儀なくされることから、数字は大きく変貌することがある。

自己財源の確保と起債の抑制に努めるとともに、将来に負担を及ぼす

ことのないように、さらなる健全財政の確保等に努めることが望ましい。
については、次の事項を要望する。

1. ふるさと納税については、特産品の開発を推進して返礼品を拡充するとともに、農産物についても現状を分析しながら在庫管理体制を構築していくこと。またSNSを最大限に活用して全国に発信するとともに、企業版ふるさと納税についてもさらなる拡充を図ること。
2. 年々増加の傾向をたどっている指定管理料を見直し、費用対効果など考慮し、適正な管理運営を図ること。
3. 普通財産の利活用状況を的確に分析し、適正な管理と施設の運用見直しはもちろんのこと、今後活用が見込めない施設は売却や解体を検討すること。

提言 3 危機管理体制の強化と消防団員の確保

近年、地球温暖化に起因すると思われる、集中豪雨や熱波、森林火災等の自然災害が頻発している。特に台風、大雨時の河川の増水による家屋の浸水被害や農用地の冠水被害の増加は憂慮すべき事態である。人命にかかわる被害に至ることのないよう、災害対応マニュアルの拡充と町民の意識向上、さらには消防団員の確保が必要である。

については、次の事項を要望する。

1. 緊急時における町民の安全安心に即応できるように定数人数を必達する必要があり、いかなる減少対策の手段を講じても団員を確保する努力を講ずること。
2. 自助、共助の重要性を認識するよう各地区に働きかけ、自主防災組織のさらなる推進を図ること。

3. 大江町地域防災計画について町民に広く周知し、危機管理意識を共有するとともに、毎年課題の検証をおこなうこと。

提言 4 廃校舎・園施設の利活用について

町内の公共施設である廃校舎・園については、平成25年に廃校となった旧七軒東小をはじめとして、旧本郷西小、旧さくら保育園などがある。さらに、令和8年度ににじいろ保育園が閉園となることや、令和10年度には本郷東小と左沢小が統合することなどにより、さらに廃校舎・園が増えてくる。

以上のことから次の項目について要望する。

1. 町民主体の「廃校等利活用検討委員会」なる委員会を設置し、町民を巻き込んで利活用の検討すること。
2. 民間事業者等による営利目的での活用をさらに広く呼びかけるとともに、地域団体や町事業での活用も検討すること。
3. 今後、解体費用の増大が見込まれるため、将来の活用見通しが立たない場合は、早急に解体も検討すること。

提言 5 町民の通院手段の充実

あかざクリニックが開業し、町民の医療に対する安心感は増したが、

診療科目によっては、近隣の公立病院や他市町の民間医院を利用せざるを得ない町民は少なくない。しかし依然として寒河江市や山形市へ通院する町民の交通手段は厳しい状況である。

J R左沢線を利用し、寒河江市や山形市内に通院する場合、帰りの運行時間に寒河江駅止まりが多く、左沢駅まで帰るには待ち時間で疲れてしまうとの声が多く寄せられている。

以上のことから次の項目について要望する。

1. 高齢者の運転免許証返上にもつながるよう、寒河江市立病院、寒河江駅と左沢駅間のバスを運行すること。
2. 今後、県立河北病院と寒河江市立病院が統合し新たな病院が誕生するが、その新病院への通院手段も視野に入れた、高齢者に優しい新たな交通システムの創出に努めること。

提言 6 町内農業を維持するための支援

少子化、高齢化による耕作放棄地の増加は全国的に大きな問題である。町の農業就業者の75%が60歳以上であり、今後ますます後継者不足が生じてくる。対策の一つとして本業を持ちながら、空き時間や週末等を利用して農業に従事できる人材を奨励すべきである。町の農業を守るため次の項目を要望する。

1. 農地の基盤整備を推進すること
2. 農地維持のため法人化設立の支援をすること
3. 農業振興地域整備計画を的確に見直し、将来展望を共有すること
4. 農業人口確保のため、新規就農者へのさらなる支援を創出するとともに、兼業農家を増やすための施策を講じること

提言 7 百目木・川端地区をみんなの河川公園に ～過去から未来へ～

開放的な空間づくりや、既存の景観を大切にしつつ最上川を生かし、たくさんのご縁、つながりが生まれる河川公園の整備について要望する。

1. 公園利用者の性別・年齢・障害の有無・国籍・ライフスタイル・価値観等にかかわらず、誰もが楽しめる公園にすること。
2. 公園と最上川を利用した、アクティビティな施設の整備に取り組み、四季を通じて誰もが訪れたい場にする。また、安全・安心な公園づくりを目指し、災害時に備えた整備を行うこと。
3. 河川公園を整備することで町内企業との連携により経済循環を高め、町内経済の活性化を図り持続可能な公園の整備を行う。

提言 8 左沢市街地に融雪溝の整備を

左沢地区については、住宅が密集しており、雪捨て場の確保が困難な状況である。大雪の際は、歩道と車道の間を除雪された雪が高く積まれ、交通安全の観点から見通しが悪く危険な状態である。

このような危険な状況を取り除くためにも、地域の方々の雪片付けや左沢地区の排雪作業の軽減にもなる融雪溝の整備が必要であることから提言する。

提言 9 未整備地区の公共下水道整備を

公共下水道事業は、公衆衛生の確保及び河川、海域等の水質保全を目的に整備されており、欠かすことのできない公共インフラのひとつである。

本町における公共下水道事業については、供用開始から間もなく25年を経過するが、全体計画区域内の住宅密集地である9区の一部、蛍水区、藤田区の大部分が未整備となっている。

快適な住環境を実現するためには、下水道の整備による生活環境の向上は欠かすことができない。また町の魅力をPRし移住者を呼び込んで人口増に資するためにも重要な要件であることから、未整備地区の解消は必須と考える。

このような状況を踏まえ、地区住民の意向等があった場合には、十分に検討し対応することを求める。